

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成30年7月24日

東京都作業部会確認年月日 平成30年7月25日

(変更に伴う再確認日 令和2年9月9日)

事業名 共同実施事業（仮設等）

案件名 選手村宿泊棟ルームエアコンリース契約

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 経費負担の基本的な考え方は、平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであることが説明により確認できた。 (令和2年8月24日 契約変更の再確認に伴う追記) ● なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約における整備は全て仮設の整備にあたることから、平成29年5月31日の合意に従い、組織委員会が執行する内容として妥当である。 ● 組織委員会が会場整備や大会運営を担うことになっており、この方針により準備を進めている。 ● また、組織委員会はIOCやIF等と協議して整備計画をまとめているため、確実かつ速やかに会場整備を行うために一括して執行することが効率的、効果的である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較し	<ul style="list-style-type: none"> ● 大会運営に用いる選手村宿泊棟の空調機器の整備であり、不可欠な事業であることを確認している。 (令和2年8月24日 契約変更の再確認に伴う追記) ● なお、今回の契約変更は、大会延期に伴う納品済みの空調機器のリース契約期間の延長に関するものであり、リース期間が2020年10月上旬までであるため、現時点で手続きを進める必要がある。 	必要性

<p>て相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 空調機器の台数、仕様は、関係各部門の意見等を調整、反映し、必要かつ最小限としたとの説明を受けた。 ● V2 予算額の範囲内であるとともに、仕様を低廉なものに統一するなど発注内容の精査を行うことでコストを縮減するなど、発注及び施工時の効率性についても配慮しているとの説明を受けた。 ● 再利用計画を含めた総合評価方式による指名競争入札とすることで、コストと持続可能性の双方を考慮した調達とするとの説明を受けた。 <p>(令和2年8月24日 契約変更の再確認に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リース再契約後も再利用計画を組織委員会は精査することを確認しており、持続可能性に配慮した計画となっている。 	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 見積り採用単価は複数の業者から聴取していることを確認した。 ● 積算に用いた単価は、独自に業者から聴取した情報に基づき単価を設定しているとの説明を受け、その妥当性を確認した。 ● リースと買取の比較におけるリースの優位性については、都の積算基準等に基づいた説明を受け、その内容について確認した。 <p>(令和2年8月24日 契約変更の再確認に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 買い取った場合とリース再契約とした場合の費用を比較し、価格の安いリース再契約を採用している。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 積算や整備内容の妥当性等を図る目的で、上記の項目を中心として、組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された資料により公費負担の対象として適切であることを包括的に確認した。 ● 今後、事業者選定の中で、再利用計画について精査を行うなど、更なる取組に努めていただきたい。 <p>(令和2年8月24日 契約変更の再確認に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図ること。また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱いが未定であるため、当面組織委員 	

	会の負担とする。 ● 今後、組織委員会が責任を持って再利用計画を精査することで、再使用の取組に努めていただきたい。	
--	--	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。